

○那珂市における土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例

昭和51年3月25日

条例第7号

(趣旨)

第1条 那珂市における土地改良事業に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、分担金を徴収するほか、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第2項の規定により、県営土地改良事業に要する経費の一部を負担するため法第91条第3項及び地方自治法第224条の規定に基づく分担金の徴収並びに法第96条の4第1項において準用する法第36条の規定により、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者に対して、この条例に定めるところにより金銭を賦課徴収するものとする。

(賦課の総額)

第2条 土地改良事業に係る金銭の賦課の総額は、当該年度において当該土地改良事業に要する経費の総額から当該年度における当該土地改良事業に係る国及び県の補助金を控除した額の範囲内とし、毎年度予算で定める。

(賦課の基準等)

第3条 金銭は、毎年度予算の定めるところにより当該土地改良事業の施行地内にある土地の全部につき、地積割に賦課するものとする。

2 前項の賦課の基準並びにその徴収の時期及び方法は、市長が定める。

3 前項の賦課の基準を定めるに当たっては、当該事業についてその施行にかかる地域内にある土地の利益を勘案しなければならない。

(土地改良区からの徴収)

第4条 第1条に規定する者から金銭を徴収する場合において、その者が当該事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であるときは、その者に対する賦課金に代えて、その土地改良区から、その同意を得てこれに相当する額の金銭を徴収することができる。

(賦課徴収の延期等)

第5条 市長は、金銭の賦課を受けた者のうち、天災により資力を著しく減じた者その他特別の事情がある者について特に必要があると認める場合は、当該賦課に係る金銭の納期限を延期し、又は市議会の議決を経て賦課減免することができる。

(賦課徴収に対する審査請求)

第6条 第3条の規定により金銭の賦課を受けた者がその賦課又は徴収に異議があるときは、その賦課を受けた日から3月以内に市長に対して審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求があったときは、市長は当該審査請求がされた日から30日以内にこれを裁決しなければならない。

(急施の場合の特例)

第7条 法第96条の4第1項において準用する法第88条の規定により応急工事計画を定めて行う土地改良事業に要する経費に充てるため、金銭を賦課徴収する

場合においては、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を受けるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 那珂町分担金徴収条例（昭和43年那珂町条例第25号）は、廃止する。

附 則（平成24年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第25号）

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（令和5年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。